「東南アジア EC サイト県産日用品・工芸品・雑貨品等販売支援事業」に係るプロポーザル実施要領

1　趣旨

この要領は，公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構が発注する「東南アジア EC サイト県産日用品・工芸品・雑貨品等販売支援事業」について，プロポーザル（提案）方式の実施に必要な事項を定めるものとする。

2　業務の内容

（1）委託業務内容

別添「東南アジア EC サイト県産日用品・工芸品・雑貨品等販売支援事業」のとおり

（2）委託期間

契約日～令和４年２月２８日（月）

（3）委託契約上限額

３，３７３，７００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3　資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（3）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第１号又は第３号までの規定に該当する者でないこと。

4　プロポーザルの提出書類及び方法

（1）提出書類

①企画提案提出書（様式第１号）　１部

②企画提案書（任意様式）　６部

ア　業務実施方針及び手法等

委託業務実施に係る方針，手法及び計画について記載すること。

イ　企画概要

企画概要について記載すること。

なお，当プロポーザルにおける企画は，プロポーザル提出者の企画力等を判断するために行うものであり，採用された事業者における企画をそのまま実施するものではない。

ウ　同種及び類似事業の実績

過去の業務実績及び類似事業の実施実績について，事業名，実施年，発注者，事業内容等について記載すること（過去５年間まで）。

エ　経済性の確保

業務実施費用の詳細を記した見積書を提出すること。

オ　会社概要

会社概要パンフレット等を添付すること。

（２）提出先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル渉外課

（３）提出期限

令和３年６月１６日（水）午後５時まで

（４）提出方法

郵送若しくは持参（※拠点が海外の場合はPDFファイルをメールでも可）

５　プロポーザル評価項目及び評価結果等

（１）プロポーザル評価項目

ア　業務実施方針及び手法等

(ｱ) 業務実施方針及び手法等の提案内容

(ｲ) 提案内容の実現性

イ　企画概要

(ｱ) 企画力

(ｲ) 企画内容の実現性

ウ　業務実施体制

エ　同種及び類似事業の実績

オ　経済性の確保

（２）プロポーザルの評価結果の通知

ア　提出された企画提案書が採用された者に対しては，採用通知書により通知する。

イ　提出された企画提案書が採用されなかった者に対しては，不採用通知書により通知する。

６　留意事項

（１）書類の作成に用いる言語は日本語とし，通貨は日本円とする。

（２）企画提案書の作成及び提出に必要な費用は，提出者の負担とする。

（３）企画提案書に虚偽の記載をした場合には，提出された企画提案書を無効とする。

（４）提出された企画提案書は返却しない。

（５）企画提案書の審査内容は非公表とし，審査結果についての異議申立ては認めない。

７　問合せ及び提出先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル渉外課

〒310-0802　茨城県水戸市柵町1-3-1　茨城県水戸合同庁舎４階

TEL　029-224-5412　　FAX　029-350-1103

E-mail　global@iis-net.or.jp